

保健所への 飼い犬(猫)の 引き取りについて



飼い主の身勝手に殺処分される不幸な犬・猫が1頭でも減るように、平成25年9月に「動物の愛護及び管理に関する法律」が改正され、**飼い主はペットを最後まで適切に飼う(終生飼養)**ように努めることが義務づけられました。

安易な飼育放棄と認められる場合は、**保健所で引き取ることができません**。ペットにも命があります。飼う前に最後まで飼うことができるかよく考え、責任と愛情をもって飼育しましょう。

伊勢保健所衛生指導課 志摩市駐在 ☎ 0599 ④3 5111

避妊・去勢手術をしましょう

- ・不幸な子犬・子猫を増やさないためにも、繁殖を望まない場合は避妊・去勢を行ってください。
- ・手術により、病気の予防や性格の改善、性行動の欲求から解放されストレスが減るなど、多くのメリットがあります。(動物病院に相談してください)

放し飼い、鳴き声、におい、フンなどで 迷惑を掛けないようにしましょう

- ・県の条例で放し飼いは禁止されています。必ず引き綱などでつないで散歩しましょう。
- ・シツケや運動を十分に行い、鳴き声などで周囲に迷惑を掛けないようにしましょう。
- ・日ごろから飼育場所周辺を清潔にして、においや虫の発生に注意しましょう。
- ・散歩中のフンの始末は飼い主の義務です。持ち帰れるよう袋などを用意しましょう。

「もしものために」ペットの飼い主が 分かるようにしましょう(所有者明示)

生後91日以上の子犬は生涯に一度の登録と年1回の狂犬病予防注射および登録の鑑札と注射済票を首輪などに着けることが、狂犬病予防法で義務付けられています。もしも飼い犬が迷子になっても、番号から飼い主がわかります。迷子札やマイクロチップなども効果的な方法です。

野良猫への無責任なエサやりはやめましょう

安易にエサを与えると、その地域に野良猫が増えて、近隣でのトラブルの原因にもなります。エサを与えるのなら、ご自分の飼い猫として責任を持ち、不妊・去勢手術をした上で、できる限り室内で飼うようにしましょう。

引き取りに応じられない場合

- ・飼育の継続が困難であると認められない人
- ・新たな飼い主を見つける努力をしていない人
- ・犬や猫を販売する事業者
- ・繰り返し引き取りを求める人
- ・犬や猫の繁殖防止に努めていない人

※犬・猫の高齢化や病気は、引き取りの理由になりません。



動物を飼うのなら…愛情はたっぷり!責任はしっかりと!